

旭区

ごみゼロ



リ-ター

ニ-ュ-ス

第3号

平成29年9月発行

スプレー缶・カセットボンベ類の出し方が変わりました

○ 平成29年4月24日(月)

大阪市では、スプレー缶・カセットボンベ類の出し方が4月24日(月)から変わりました。他都市において、スプレー缶に穴をあける際に、火災事故が繰り返し発生しました。また大阪市内におきましても、同様の火災事故が2件発生しました。

以前は、市民の皆様にご協力いただき、スプレー缶・カセットボンベ類の収集について、必ず中身を使い切り、穴をあけ普通ごみ収集時に出していただいていたました。

大阪市でもこの様な火災事故を防止する為に、スプレー缶・カセットボンベ類は、必ず中身を使い切り、穴をあけずに、資源ごみの収集日にカン・ビン・ペットボトルとは別の袋に入れて収集する様になりました。普通ごみで収集しますと、収集車の火災の原因にもなりますので、ご協力よろしくお願ひします。

塗料スプレー(ラッカー等)につきましては、中身を使い切り、穴をあけず、普通ごみ収集時にお出し下さい。



火災発生!!



収集したごみからはスプレー缶を発見



車両は使用できない状態に



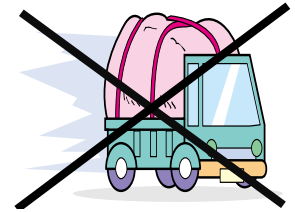
分けてください!

これからも、分別排出にご協力していただけるようによろしくお願ひいたします。

古紙・衣類の持ち去り行為等の禁止

○平成 29 年 4 月 1 日(土)

大阪市では、4月より「古紙・衣類」の持ち去り行為等の規制を始めました。本市が定める排出方法で地域ごとに決められた日に排出した古紙・衣類を他者が無断で持ち去る行為が多発しています。これを放置する事は、地域の皆様にご協力頂いている分別やりサイクル制度に対する信頼を阻害する事に繋がるおそれがあります。さ

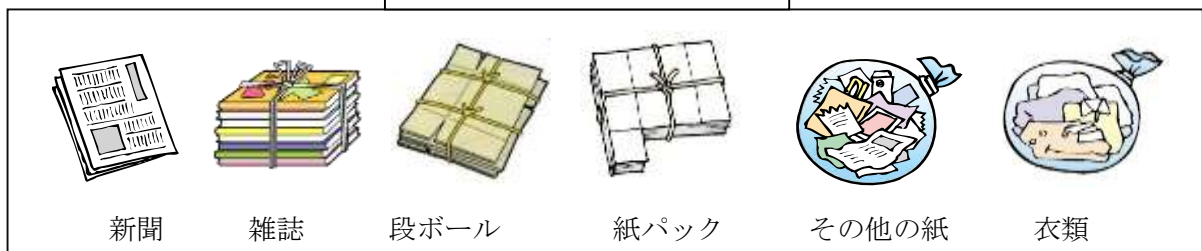


らには、本市やコミュニティ回収活動団体に対し、財産上の損害を与え、地域における持ち去り行為対策に伴う負担などから、コミュニティ回収推進の妨げになっています。こういったことから、10月1日から指導・勧告を施行していくことになりました。

持ち去り行為を行っている者に対し、指導・勧告及び命令に従わない場合は、5万円以下の過料が科されます。

また、正当な理由なく、その命令に従わない場合は氏名または名称その他命令に違反したものを特定する為に必要な事項を公表する場合があります。

持ち去りが禁止されている物



持ち去りを目撃・発見した際には、直接声を掛けずに、目撃・発見した場所、時間、特徴(車両ナンバー)などを、城北環境事業センターまでご連絡下さい。巡視・巡回パトロールや取り締まりに関する貴重な情報源となりますので、地域の皆様のご協力をお願いします。

《編集・発行》

大阪市城北環境事業センター

大阪市鶴見区焼野2-11-1

TEL:06-6913-3960 FAX:06-6913-3674

<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/index.html>

